

八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する 基準を定める条例（案）の概要について

1 制定の理由

中核市移行に伴い、幼保連携型認定こども園の設置認可に関する事務が移譲されることから、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 13 条に基づき、当該施設の設備及び運営に関する基準を定めるもの。

2 対象施設

幼保連携型認定こども園

3 条例の内容及び制定に当たっての取扱い

(1) 条例の内容

一般項目	趣旨、定義、基準の目的等		
	職員に関する基準	設備に関する基準	運営に関する基準
個別項目	配置すべき職員の要件・職種・資格・員数 等	乳児室や園庭等における面積等の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・一般原則 ・非常災害 ・平等の原則 ・禁止事項等 ・食事 ・秘密保持 ・苦情対応 ・学級編制 ・教育及び保育の期間及び時間 ・子育て支援事業の内容

(2) 制定に当たっての取扱い

- 現行の基準は、県条例によって規定されており、県条例は国基準と同じ内容となっている。
- 現状において、各施設の設備及び運営状況に支障がないと認められることから、中核市への円滑な移行が図られるよう、基本的に現行の基準を維持した内容とするが、一部、市独自の規定を追加するものとする。

4 市独自の規定内容

幼保連携型認定こども園における非常災害に係る対策に、「地域の特性に応じて地震・津波等による自然災害に係る対策」を含めるため、八戸市児童福祉施設の設備及

び運営に関する基準を定める条例（案）第7条で定める、非常災害に係る条文を準用するよう、規定を追加する。

（児童福祉施設設備運営基準条例の準用）（抜粋）

第14条 児童福祉施設設備運営基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、**第7条**、（略）の規定は、幼保連携型認定こども園において準用する。

追加する市独自の規定

5 施行期日

平成29年1月1日